敬老行事を開催します

和水町では、全ての高齢者が住み慣れた地域の中で、自分らしく光り輝きながら希望（ゆめ）をもって、自立・参加・協力による明るく豊かな長寿社会を目指す活動を進めています。
今年も9月に次の行事を開催します。

◆金婚等表彰式

- **と　き**　9月3日（木）　午前10時～
- **ところ**　ふれあい会館
- **表彰内容**　金婚、ダイヤモンド婚、プラチナ婚、百歳、米寿

◆ふれあい高齢者の集い

- **と　き**　9月4日（金）　午前9時～
- **ところ**　ふれあい会館
- **内　容**　演歌歌手　矢住千春歌謡ショー（三味線奏者付）
  農村レストラン「ひまわり亭」オーナー　本田節氏講演　ほか

問い合わせ先　本庁　健康福祉課　福祉係　☎0968･86･5724
総合支所　住民課　健康福祉係　☎0968･34･3111（内線763）

参加者募集!!

お茶の間筋トレ体操 ボランティア等養成講座

公民館で実施している介護予防教室（お茶の間筋トレ体操）で活動していただけるボランティアさんやリーダーさんを募集しています。活動内容は、体操前の体調チェック、体操時の声掛けなどです。ご自身の健康づくりと介護予防のため、また、地域のために活動を始めたいという人は、この講座に参加してみませんか？
たくさんのご参加をお待ちしております！

回	日　程	内　容
1	9／1（火）	**開講式**　～介護予防の基礎知識～
2	9／8（火）	**転倒・骨折予防の基礎知識**　～原因と予防のための運動～
3	9／15（火）	**体験！お茶の間筋トレ体操**
4	9／29（火）	**講座のまとめ・閉講式**　～体力測定の方法、体操で使えるレクレーションほか～

※講座の内容は、多少変更することがあります。

- **と　き**　午後1時30分～3時30分
- **ところ**　中央公民館
- **受講料**　無料
- **申込締切**　8月21日（金）

問い合わせ先　本庁　健康福祉課　地域包括支援係　☎0968･86･5724

児童扶養手当のお知らせ

児童扶養手当は、父母の離婚などを理由に、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭などの生活の安定と自立を助けることを目的として支給されます。
ただし、手当を請求する人や配偶者、同居している父母兄弟姉妹の所得に応じた支給制限があります。

●手当額（月額）
全部支給　42,000円
一部支給　41,990円～9,910円
（加算）第2子　5,000円、第3子以降（1人につき）3,000円

児童扶養手当現況届の受付を行います

「児童扶養手当の現況届」は、8月以降の手当について受給資格があることを確認するための大切なものです。
期間中に確認できないと、手当の支給差止めやひとり親医療費助成が受けられなくなる場合がありますので、必ずお越しください。

●届出期間・時間
- **と　き**　8月3日（月）～8月31日（月）
  特別受付日を除く平日の午前8時30分～午後5時15分
- **ところ**　本庁健康福祉課、総合支所住民課

●特別受付日（特別受付日のみ、受付時間を延長します。）

対象地区	受　付　日	受付時間	受付場所
菊水地区	8月6日（木）	午前8時30分～午後7時	本庁1階会議室
三加和地区	8月7日（金）	午前8時30分～午後7時	総合支所第1会議室

●必要なもの
・印鑑　・保護者と子どもの健康保険証　・児童扶養手当証書
・所得課税証明書（平成27年1月1日現在和水町に住所がなかった人）など

問い合わせ先　本庁　健康福祉課　子ども家庭係　☎0968･86･5724
総合支所　住民課　健康福祉係　☎0968･34･3111（内線765）

介護保険負担割合証を確認しましょう！

8月から、介護保険の利用者のうち、一定以上の所得がある人は、利用者負担が1割から2割に変更されます。これにあわせて、みなさんの利用者負担が1割または2割と記載された「介護保険負担割合証」が発行されます。
サービスを利用する際は、「介護保険被保険者証（桃色）」とは別に「介護保険負担割合証（黄緑色）」も必要になります。大切に扱いましょう！

「一定以上の所得がある人」とは、次の①②両方にあてはまる人のことです。
①本人の合計所得金額が160万円以上の人
②同一世帯で65歳以上の人（第一号被保険者）の年金収入とその他の合計所得金額が、単身で280万円以上、2人以上で346万円以上の人

問い合わせ先　本庁　健康福祉課　介護保険係　☎0968･86･5724